

ベネッセ個人情報漏えい問題

An analysis of the Benesse Corporation customer data leak

株式会社ジャパンリスクソリューション 取締役社長 井上 泉

Japan Risk Solution Company Limited, CEO Izumi Inoue

1. はじめに一問題意識

2014年7月、「進研ゼミ」や「こどもちゃれんじ」などを運営する通信教育の最大手である(株)ベネッセコーポレーション(以下「ベネッセ」)において、保有する顧客の個人情報が大量に流出したことが発覚した。流出した情報は主にベネッセの通信教育を受講する子供と保護者に関するものであり、漏えい件数は、約3,504万件に達し、我が国で発生した個人情報漏えい事件の最大件数となった。

本事件は、漏えいがウイルス感染や第三者による不正アクセスによってではなく、業務委託にもとづく従業員つまり内部者の犯行によるものであった。それ以前過去に発生した大規模個人情報漏えい事件(2004年ヤフーBB(452万件)、2007年大日本印刷(864万件)、2009年アリコ(3万2000件)、2009年三菱UFJ証券(148万件)等)の原因も従業員か委託先社員の不正行為によるものであったが、その教訓が全く生かされていなかった。そして本事件以降も様々な企業において内部犯罪・内部不正行為による個人情報漏えい事件が毎年のように発生している¹。

ベネッセの事件では、稀有なことであるが、第三者調査委員会報告書及び最高裁も含む裁判所の判決が出揃っており、当時のベネッセとシステム子会社の情報セキュリティの実態、その不備についての責任に関

する判断、被害者への損害賠償金額の考え方等が整理されているから、これらを研究することは個人情報を取り扱うすべての企業、団体、組織にとって情報システムを構築、運用するにあたり、きわめて意義のあるものと考えられる。本稿の目的は、この視点に立ってベネッセの事件を振り返り、不正行為の手口、ベネッセの情報セキュリティ上の問題点、事件のベネッセに与えた影響、被害者訴訟における裁判所の判断等を明らかにし、企業等個人情報を扱う事業者が、どのような理念と具体策で個人情報漏えい防止に臨むべきかを考究しようとするものである。

2. 事件の経緯

(1) 漏洩の発覚

ベネッセ個人情報漏えい事件は、顧客からの問い合わせにより発覚した。2014年6月下旬からベネッセが展開する教育サービスに会員登録をしている各家庭に、別の教育関連会社からのダイレクトメール等が届くようになり、不審に思った会員が「ベネッセには登録したが、どこで情報が漏れたのか」、「ベネッセにしか登録していない情報で、他社の勧誘DMが届く」などとベネッセに問い合わせたのである²。

2014年6月27日、ベネッセは会員からの問い合わせ増加により会員の個人情報が社外に漏えいしている可能性を認識し、緊

急対策本部を設置、これらの問い合わせで提供された情報を手がかりとして社内調査を開始した。その結果、入手した名簿にベネッセしか保有していないデータが含まれ、かつ名簿の大半の情報がベネッセの保有データと一致したことから、ベネッセが展開するサービスの登録会員にかかわる個人情報漏えいしていると判断した。

(2) ベネッセの対応

この事態に対し、ベネッセは直ちに、流出した顧客情報の拡散防止、顧客情報データベースの稼働停止、問い合わせ窓口の設置、各種イベントを含む販売促進活動の停止、被害会員への連絡などの対策を取るとともに、7月15日、社外弁護士からなる「個人情報漏えい事故調査委員会」を発足させた。

当時判明していた漏えい件数は約760万件、その内容はベネッセが提供する「進研ゼミ」、「こどもちゃれんじ」等の通信教育、通信販売サービスの利用者（過去利用者も含む）に関するもので、漏えいした情報項目は、郵便番号、お客様（子供とその保護者）の名前、住所、電話番号（固定電話番号または携帯電話番号）、子供の生年月日・性別であった。一部の契約ではメールアドレスや出産予定日³も記載されていた。クレジットカード番号・有効期限、金融機関の口座情報、成績情報などは含まれていなかった。

(3) 拡散する漏洩情報

警視庁はベネッセの刑事告訴を受け、7月17日、ベネッセの子会社（株）シンフォームの業務委託先システム開発会社の社員A（39歳）を不正競争防止法違反（営業秘密の複製）の疑いで逮捕した。Aは、シンフォームに派遣されて顧客データベースのシステム開発を担当していたが、不正に入手し

た個人情報データを外部に持ち出し、売却していたのである。

塾、通信教育、子供服、教材など子供を相手にする業界では、大量の子供に関する情報は貴重なものである。福武書店⁴で進研ゼミを始めて以来40年以上の通信教育事業で蓄積されたベネッセの保有する個人情報は、業界関係者の垂涎的であり、高値で取引できる格好の対象であった⁵。Aが名簿業者3社に売却した個人情報件数は、最終的には約2億1,639万件、名寄せ作業等で重複分を除くと約3,504万件（人単位では約4,858万人）となった⁶。

漏えい先は当初3社であったが、その後名簿の転売が繰り返され、最終的には少なくとも95社⁷にベネッセのデータが渡ったと見られている。漏えいは以下のように拡散していった。

(株) セフティのケース⁸：

- ① Aから最初に購入した名簿業者セフティ（東京都千代田区）は、ベネッセの顧客データを学習塾、呉服店、化粧品店など約50社に転売。
- ② このうち、九州の教育関連会社に100万件を売り、ほかの学習塾などには子供の住所ごとに分類したデータを数百～数千件単位で販売。

(株) ジャストシステムのケース⁹：

- ① 2014年1月頃、名簿業者パン・ワールド（東京都武蔵野市）が、ベネッセから流出した顧客個人情報リストを購入。
- ② 5月中旬、名簿業者文献社（東京都昭島市）がパン・ワールドから個人情報データを購入。
- ③ 5月21日、文献社は通信教育を手掛

ける「ジャストシステム」(徳島市)に転売。

- ④ ジャストシステムは、名簿業者から取得したデータがベネッセから流出したものの可否を確認する手段を有していないとしつつも、2014年5月に文献社より257万3,068件のデータを購入、これを利用して2014年6月に通信教育「スマイルゼミ」のDMを発送したことを認めた¹⁰。

(株) ECC のケース¹¹：

- ① 2013年11月、千葉県の名簿業者が大阪市の名簿業者に、高校生を中心に760万件～800万件の名簿を販売。
- ② 大阪市の名簿業者は、2014年2月と4月に3回に分け、高校1年生のデータ74,912件をECCに販売。この大阪市の名簿業者はECCも含め数十社に販売。
- ③ ECCは2014年2月から5月にかけて運営する進学塾の新規生徒募集のため、同データを利用してDMを送付。
- ④ ECCは、このDMの送付先として購入していた個人情報データの一部にベネッセから流出した個人情報が含まれていた可能性があるとして公表した¹²。

(4) 犯行の手口

Aは、シンフォームにおいてデータベースの保守・管理業務に従事していた必要性から、データベースへの正規アクセス権を与えられ、このアクセス権を用いて、顧客情報にアクセスしデータを業務用PCに保存の上、私物スマートフォンに転送して不正に外部に持ち出していた。その犯行の手口

は以下のとおりである¹³。

- ① Aに貸与されていたパソコンは、USBやメモリーカードを接続してもデータをダウンロードできない仕組みになっていた。
- ② Aは2013年7月に私用のスマートフォンをパソコンにUSBケーブルで接続して充電できたことから、データの移行が可能であることに気づいた。
- ③ パソコンに個人情報をダウンロードし、充電を装ってUSBケーブルで接続したスマートフォンに情報を移し替え持ち出した。
- ④ 当時借金が重なり金に困っていたAは、抜き取ったデータ延べ1億件超を2013年7月から2014年6月の間、15回にわたって約250万円で名簿業者セフティに売却した。名簿業者には「イベントで集めた情報でいらなくなった」と説明し、「盗難品ではない」との誓約書にも署名していた。
- ⑤ Aは名簿業者3社に20回にわたり延べ2億件以上のデータを売却し、計400万円を得ていた。

3. 情報セキュリティの当時の状況

シンフォームの情報システムのセキュリティ措置として、こうした情報の非日常的操作をチェックし不正を未然に防止するための3つの仕組みが存在していたが、いずれも実際には機能しなかった。その3つの仕組みは以下のような状況であった¹⁴。

(1) 外部記憶装置へのデータ書き出し制限機能

シンフォームの社内規程では、社内PC内のデータを外部メディアへ書き出すことを

禁止しており、運用上も「書出し制御システム」が採用されていた。書出し制御システムについては、システム機器のグレードアップや仕様変更等に対応するため、書出し制御設定の見直し（バージョンアップ）を行うことが必要である。しかし、シンフォームにおいて 2011 年の書出し制御システムのバージョンアップでは、特定の新機種（スマートフォン）を含む一部の外部メディアへの書出しについては対応していないものとなっていた。

MTP とは、Media Transfer Protocol（メディア転送プロトコル）の略で、米マイクロソフトが、Windows Media 技術の一環として開発した技術仕様であり、MTP 対応のポータブルメディア機器と Windows パソコンを USB ポートによって接続することで、音楽や動画、写真を相互にやり取りすることを可能とする仕組みである。A の持っていたスマートフォンは 2012 年 12 月頃発売の MTP を搭載した機種であった。

したがって、シンフォームのシステムのセキュリティ措置は、結果として技術革新のスピードに対応できていないものであった。

（2）アラート機能

シンフォームでは、業務担当者が使用する業務用 PC から個人情報保有するサーバへのアクセスの際、業務用 PC とサーバとの間の通信量が通常業務における以上の値を超えた場合、データベースの管理者である各担当部門の部長に対して、メールでアラートが送信される仕組み（アラートシステム）を採用していた。しかし、今回漏えいしたデータベースのサーバについては、

アラートシステムの対象として設定していなかった。したがって、上位管理職は誰も A による異常な規模のデータアクセスに気づかなかったのである。

（3）データベースのアクセスログのチェック

アクセスログとは、ある機器やソフトウェアに対する利用者の操作や要求などを、一定の形式で時系列に表す通信記録のことである。この情報から、自社のシステムに、いつ、どこから、どのような主体が、どのような操作を要求したのか等を知ることができる。現在、情報セキュリティを重視する企業等では、情報システム部門や監査部門が内部でのシステムの利用状況をアクセスログ記録から解析し、異常あるいは不正なアクセスを監視することが行われている¹⁵。

シンフォームは、データベースについて、担当者が使用する業務用 PC からのアクセスについて、自動的にアクセスログを記録し、更に通信ログまで取得していた。この仕組みにより、事後的であっても不正利用や通常ではありえない異常なデータの引き出しをチェックすることが期待されていたのである。しかし、シンフォームでは仕組みを持ちながら、これらのログを定期的にチェックすることは行っていなかった。

膨大な量のアクセスログを継続的にモニタリングし続けることは、現実の業務としては負担が大きい。しかし、社内のしかるべき部署が、定期的にモニタリングしているという事実を知るだけでも、不正行為への牽制となり得たはずなのである。

こうしたセキュリティ措置の不備は後日の損害賠償請求訴訟でも問われることになるが、2 億件を超える膨大な量の個人情報

が1年間にわたり発見されず盗取され続けていたことは、異常というほかはない。

4. 情報漏えいがベネッセの経営に与えた影響

事件公表の翌日7月10日、ベネッセHDの株価終値は前日より215円安の4,1457円となり、その後も下落を続け10月17日には3,240円の最安値をつけた。また7月31日、前代表取締役社長であった福島保代表取締役副会長と明田英治取締役兼CIO（最高情報責任者）が事件の責任を取って辞任した。情報漏洩がベネッセの経営に与えた影響はこれにとどまらず、大規模な顧客離れ、決算への打撃、多数の被害者からの損害賠償請求提訴等につながり、長くベネッセを苦しめることとなった。

(1) 大規模な顧客離れ

顧客データの漏えいを公表した7月9日以降4日間で、信頼を裏切られた顧客からベネッセに対し5万4千件を超える苦情や相談が殺到した。このうち3千件が通信教育退会の申し出であった¹⁶。

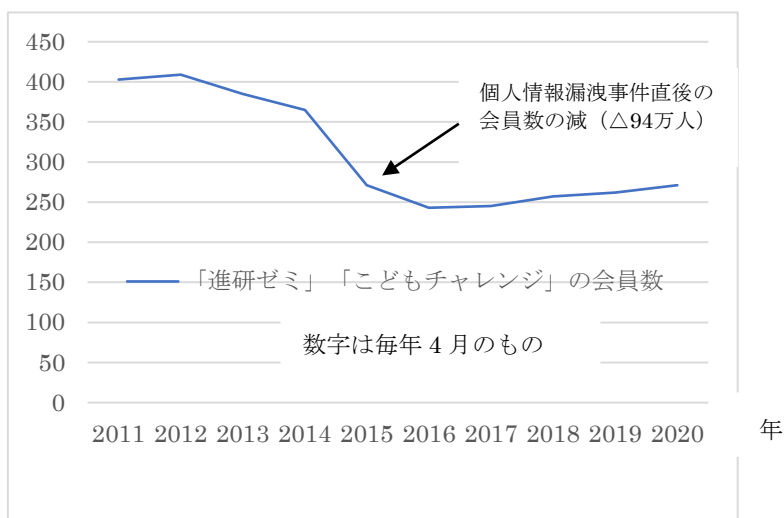
ベネッセは漏えいした情報が住所、氏名、電話番号程度であり、クレジットカード情報や銀行口座番号、子供の成績等のセンシ

ティブ情報は漏えいしていないとして、原田泳幸会長兼社長は、7月9日の記者会見では情報漏えいの被害者への金銭補償には応じないとしていた。しかし、この方針はすぐに撤回され¹⁷、金券等の配布も検討するとしたが、漏えい事実の公表と同時に金銭的補償をしないとまで社長が述べたことは、多くの保護者から、個人情報を見ているとの反発を招いた。そして、その怒りは、ベネッセの主力商品である通信教育講座「進研ゼミ」、「こどもちゃれんじ」の会員数の大幅な減少となって表れた。

「進研ゼミ」、「こどもちゃれんじ」の会員数は、2012年には409万人とピークを迎えたが、少子化の影響もあり、緩やかに減少しつつある中、顧客情報の漏えい事件後、2014年の365万人から2015年の271万人と一挙に94万人も減少（△25%）した。その後2016年の28万人減を経て、2017年から上昇に転じたものの、直近の2020年でも271万人とようやく事件直後の水準に戻ったに過ぎない（【図表1】参照）。ベネッセはそれまで長い時間をかけてブランドを構築してきたが、一度崩れた信頼は簡単には取り戻せないという事実を見せつけている。

【図表1】「進研ゼミ」「こどもチャレンジ」会員数の推移（2011年～2020年）

万人



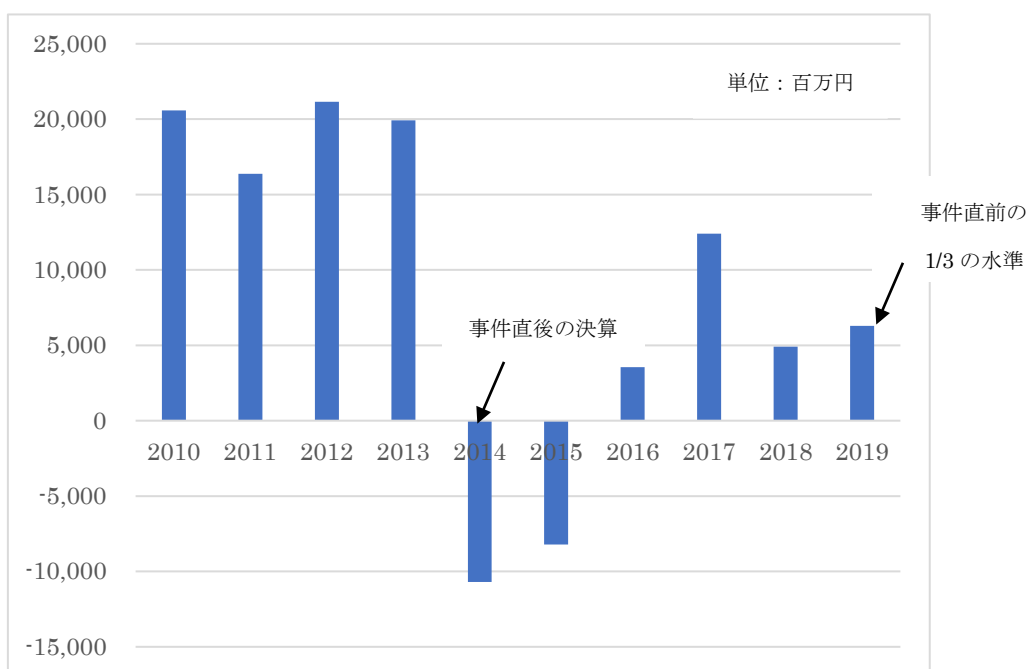
出所：ベネッセホールディングスの有価証券報告書（2011年3月期～2020年3月期）

（2）決算への影響

7月31日、ベネッセHDは情報漏えいへの対応に伴い260億円の特別損失を計上すると発表し、業績見通しは未定とした。260億円の内訳は、「お客様へのお詫び、お客様へのお詫び文書の発送費用及びお客様からのお問い合わせ対応費用、並びに個人情報漏えいに対する調査・情報セキュリティ対策等に係る費用」¹⁸であり、この費用は顧客離れと相まってベネッセHDの決算に重大な打撃を与えた。この結果、2014年度連結

決算（2015年3月期）では、売上高463,264百万円（△3,135百万円）、経常利益26,838百万円（△8,378百万円）、10,705百万円の当期純損失（前年度の当期純利益は19,930百万円）となった。過去200億円前後の純利益を出していたベネッセHDは一転して107億円の赤字企業となり、次年度の2015年度も82億円の当期純損失を計上した。2016年度には黒字に回復したが、直近の2019年度の当期純利益の水準は、事件前の三分の一程度に落ち込んでいる。

【図表2】ベネッセの当期純利益・当期純損失の推移（2010年度～2019年度）



出所：ベネッセホールディングスの有価証券報告書（2011年3月期～2020年3月期）

（3）プライバシーマークの取り消し

2014年11月26日、日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）は、ベネッセが取得していたプライバシーマークを、大規模な個人情報漏えいを理由として取り消すと発表した¹⁹。JIPDECは取り消しの理由について、「委託先の監督及び安全管理措置（資源、役割、責任及び権限を含む）の両面において不備があった」ことや、漏えいした個人情報が膨大で「幼児や小中学生などの若年層の個人情報を多数含むため、長期にわたる事故の影響が見過ごせないと判断された」としている。さらに、「プライバシーマーク制度の信頼性に対しても重大な影響をもたらした」という理由を挙げている。

プライバシーマークは、JIPDECが、1998年より始めた個人情報の管理体制に関する認証制度である。プライバシーマーク制度では、事業者の個人情報を取り扱う仕組みとその運用が適切であるかを評価し、その

証として事業活動においてプライバシーマークの使用を認める。プライバシーマーク制度の審査基準は、JIS Q 15001:2017「個人情報保護マネジメントシステム 要求事項」をベースに個人情報保護法等、法令への遵守も包含しているから、プライバシーマークを取得することは、その事業者が法令等への適合性は当然として、高度なレベルの個人情報の管理体制を確立し運用していることを取引先や消費者に示すことができることでもある。したがって、ベネッセに対する情報セキュリティ体制の不備を理由としたプライバシーマークの剥奪は、教育産業の雄たるベネッセにとって誠に不名誉なことであった²⁰。

また、JIPDECはベネッセから流出した個人情報を大量に購入していたジャストシステムに対して勧告措置を行った²¹。ジャストシステムの場合、多量の個人情報を名簿業者から購入したことについて、「ベネッ

セコーポレーションから流出した情報と認識したうえでこれを利用したという事実は一切ない」²²としていたが、257万件もの子供の情報を一挙に入手できること自体、何かがおかしいと疑ってしかるべきであった。

5. 襲いかかる損害賠償訴訟

ベネッセが6月下旬に顧客情報漏えいの可能性をキャッチして以来、事実の公表、漏えいした個人情報を利用していると思われる事業者への利用停止の働きかけ、第三者による調査及び再発防止策の策定等を2か月余りの短期間で進めてきたことは評価されるべきであろう。再発防止策の柱として、グループのシステム運用・保守機能とセキュリティレベルの大幅な向上をはかるため、システム子会社シンフォームの全面的改組と新たな合弁会社の設立も決断している。このような新規巻き直しの施策をもって、信用回復に取り掛かろうとした矢先に、ベネッセは被害者からの多数の損害賠償訴訟に襲われることとなった。

ベネッセは情報流出した顧客に対し、お詫びとして、500円分の金券を交付したが、子供の個人情報を不特定の第三者に漏えいさせ多大な不安感を抱かせている中、500円の金券という些少な謝罪で済まそうとするベネッセの姿勢に怒りを感じている被害者がいたのである。また、500円が不要な人は、ベネッセが設立した「ベネッセこども基金」に「ご寄付をお選びいただくことが可能」という被害者への案内文²³もその怒りの火に油を注いだ。ベネッセは「ご賛同いただければ」という条件を付してはいたが、個人情報管理の不備で漏えいさせながら、自社の基金にお詫び金を誘導していると多く

の被害者に理解されたのである²⁴。また、ベネッセの管理不備を法的に追及したいという気持ちの人たちもおり、ベネッセに対する損害賠償請求訴訟が続々と提起された。

(1) 株主代表訴訟

2015年12月15日、東京都内の個人株主が、ベネッセHDの原田泳幸会長兼社長ら歴代経営陣6人に対し、情報漏えいで生じた損害約260億円を会社に賠償するよう求める株主代表訴訟を岡山地裁に起こした。ベネッセは事件の收拾のために、巨額の費用(約260億円)を要したが、この費用をベネッセの親会社たるベネッセHDの役員を被告として賠償するよう求めたのである。

2018年9月12日、岡山地裁は個人データの安全管理については、一次的にはベネッセの取締役会で決定される事項であり、株主の主張では、親会社のベネッセHDにどのような義務違反があったのか立証が果たされていないとして請求を棄却した²⁵。

(2) 損害賠償請求訴訟

ベネッセとシンフォームを被告として慰謝料を求める民事上の損害賠償請求訴訟の中でも注目すべきは、2つの集団訴訟である。1つは、東京のフォレストウォーク法律事務所を事務局とする弁護団が組織する「ベネッセ個人情報漏えい被害者対策弁護団」(以下「被害者対策弁護団」)が行うもので、2014年12月29日の東京地裁1次訴訟を皮切りに6次訴訟まで提起した。

もう一つは、東京の松尾千代田法律事務所が組成した「ベネッセ個人情報漏洩事件被害者の会」(以下「被害者の会」)である²⁶。2015年1月29日に1次訴訟を東京地裁に起こし、その後5次訴訟まで提起している。

これまでも、同様の損害を被った多数

の被害者が、集団訴訟で臨んだ例は多く、欠陥商品による消費者被害、医療・薬害、投資被害等において行われている。集団訴訟の利点としては、各被害者が持っている証拠を全体で共有できること、費用負担が軽くて済むことがあげられるが、最大の狙いは、訴訟参加者の人数の多さとトータルの訴額の大きさにより被害の深刻さをより強く訴えて注目も浴びるといった社会的な効果であろう。現に「被害者の会」訴訟では、弁護士の呼びかけに応じて5次まで合計1万人を

超える原告が参加し、訴額も5億9千万円を超えるという大規模なものになっている（【図表3参照】）。

また、参加費用はいずれの集団訴訟においても、弁護士の着手金なし、判決額に応じた一定割合の成功報酬となっており、訴訟に参加しやすい仕組みとなっている²⁷。被害者が積極的に訴訟参加できる状況下、ベネッセは膨大な数の原告と対峙し、法廷での戦いを続けなければならなかった。

【図表3】「ベネッセ個人情報漏洩事件被害者の会」訴訟の状況

	提訴日	原告数	@1人請求額	請求総額
1次訴訟	2015年1月29日	1,789人	55,000円	98,395千円
2次訴訟	同 2月27日	1,751人		96,305千円
3次訴訟	同 4月23日	5,000人		275,000千円
4次訴訟	同 5月29日	1,019人		56,045千円
5次訴訟	同 10月6日	1,170人		64,350千円
(計) 10,729人				(計) 590,095千円

出所：「ベネッセ個人情報漏洩事件被害者の会」のHPより作成。

(3) 情報漏えいにかかわる賠償責任額

個人情報の流出があった場合、被害者に対し、どの程度の補償が行われているので

あろうか。ベネッセ事件以前に発生した漏えい事例から、慰謝料あるいはお詫び金の額を整理してみる。

【図表4】個人情報漏洩事件に係わる補償額（慰謝料・お詫び金）の水準

発生年月	企業・団体名	漏洩数	補償額	備考（漏洩した個人情報の内容他）
① 1998年 11月	早稲田大学	—	@5,000円 (判決)	東京高裁2004年3月23日判決。原告3名。江沢民講演時の参加者名簿(学籍番号、氏名、住所、電話番号)を警察に提供。
② 1999年 5月	京都府宇治市	住民記録 22万件	@10,000円 (判決)	大阪高裁2001年12月25日判決。原告3名。住民番号、住所、氏名、性別、生年月日、転入日、転出先、世帯主名、続柄。

③	2002年 5月	東京ビューティーセン ター(TBC)	5万人	@30,000円 ～ @17,000 円(判決)	東京地裁 2007年2月8日判決。原告14名。 住所、氏名、年齢、職業、メールアドレス、 アンケートへの回答、関心を持ったエステコ ース名。第二次被害に遭った人もいた。
④	2003年 6月	ローソン	56万人	@500円 (自主的)	住所、氏名、性別、生年月日、電話番号
⑤	2003年 11月	ファミリーマート	18.2万人	@1,000円 (自主的)	住所、氏名、性別、生年月日、電話番号、メ ールアドレス
⑥	2004年 2月	ヤフー ソフトバンク BB	450万人	@500円 (自主的)	住所、氏名、電話番号、メールアドレス
				@5,000円 (判決)	大阪地裁 2006年5月19日判決。原告1名。 恐喝に利用される危険性を認定。
⑦	2004年 3月	サントリー	7.5万人	@500円 (自主的)	住所、氏名、電話番号、生年、申し込んだ商 品名
⑧	2005年 3月	オリエンタルランド	12万人	@500円 (自主的)	氏名、住所、電話番号、生年月日、性別、デ ィズニー・パスポートの番号、有効期限
⑨	2009年 1月	三菱UFJ証券	5万人	@10,000円 (自主的)	住所、氏名、勤務先、年収、電話番号

出所：事件当時の全国紙記事、会社公表文、裁判記録から作成。

【図表4】からもうかがえるように、機微情報を含まない日常的個人情報(住所、氏名、電話番号、メールアドレス等)が漏えいした時に、当該企業の自主的判断によるお詫び金額は500円が相場であると見て取れる。また、判決による慰謝料の額が、5千円から3万円と区々であるのは、案件ごとの個別事情を考慮したからである。①は原告が講演会場において騒動を起こし、警察に規制された。②③は漏えいした情報に機微なものが含まれている、第二次被害が発生又はその恐れがあった等の事情が勘案されている。⑥は企業の自主判断によれば500円であったが、裁判では5,000円²⁸と10倍になっているのは、漏えいした情報を使って恐

喝に利用される危険性を認定したからである。したがって、漏えいした情報が日常的個人情報であり、二次被害が認められなければ、お詫びとして500円を提供するというのは一般的な理解であり、ベネッセもそれにならって500円で謝罪を済ませようとしたものと考えられる。

6. ベネッセ事件における慰謝料判決額

ベネッセの個人情報漏えいに関する民事訴訟中判決の下された訴訟は8件である。

「被害者対策弁護団」による6つの集団訴訟(【図表5】[2][3][4][5])では、いずれも原告1人当たり3,300円の慰謝料を認める東京高裁判決が出されている。

また、〔1〕神戸地裁案件は、最高裁の差戻判決を経て、1,000円、〔6〕東京地裁案件 E は 2,000 円の東京高裁判決が、それぞれ確定している。

同一事件であるにもかかわらず、提起された地裁ごとにその上級審も含め損害賠償責任の有無及び損害額の認定の判断が分か

れている。同一事件において地裁、高裁、最高裁とで判断が異なることは珍しくなく、また、同じ地裁レベルでも裁判官が異なれば、結論も異なることも当然ありうるが、原告の立場からすれば戸惑いを感じたであろう。

【図表 5】ベネッセ個人情報漏洩事件裁判判決一覧（2020年3月末現在）

	地裁	高裁	最高裁
〔1〕神戸地裁案件 原告数：親子2人 請求額：10万円	神戸地裁姫路支部判決： 2015年（H27）12月2日 請求棄却	大阪高裁判決：2016年（H28） 6月29日 請求棄却 大阪高裁差戻し審判決：2019 年（R1）11月20日 慰謝料：@1,000円	最高裁判決：2017年（H29） 10月23日 差戻し。ベネッセの情報流出 によるプライバシー権の侵 害を認め、損害額については 精神的損害の有無等を審理 させるべく、大阪高裁に差し 戻した。
〔2〕東京地裁案件 A （2次・5次）*1 2次原告数：363人 （5次原告数は不明） 請求額：10万円*2	東京地裁判決：2018年 （H30）12月27日 判決額：@3,300円*3 シンフォームの責任のみ。 ベネッセの責任は認めず。	東京高裁判決：2020年（令和 2）3月25日 判決額：@3,300円 シンフォームとベネッセ両 社の責任を認定。	—
〔3〕東京地裁案件 B （4次・6次） 4次原告数：202人 （6次原告数は不明） 請求額：10万円*2	東京地裁判決：2018年 （H30）6月20日 請求棄却	東京高裁判決：2020年（令和 2）3月25日 判決額：@3,300円 シンフォームとベネッセ両 社の責任を認定。	—
〔4〕東京地裁案件 C （1次） 原告数：13人	東京地裁判決：2019年（令 和元）9月6日 判決額：@3,300円	—	—

請求額：10万円*2	ベネッセ、シンフォーム両社の責任を認定。		
〔5〕東京地裁案件D (3次) 原告数：656人 請求額：10万円*2	東京地裁判決：2019年(令和元)4月25日 判決額：@3,300円*3 シンフォームの使用者責任のみ認定。	—	—
〔6〕東京地裁案件E原告数2人 請求額：子供10万円 親 3万円	東京地裁判決：2018年(H30)6月20日 請求棄却。 ベネッセの委託先監督責任も認定したが、慰謝料が発生するほどの精神的苦痛ではないと判断。	東京高裁判決：2019年(令和元)6月27日 判決額：@2,000円 ベネッセとシンフォームの責任を認定。	—

*1 2次訴訟と5次訴訟及び4次訴訟と6次訴訟はそれぞれ併合された。

*2 10万円の内訳は、未成年は慰謝料90,000円、弁護士費用10,000円、成人はその半額。

*3 内訳は、慰謝料3,000円、弁護士費用300円。

出所：ベネッセ個人情報漏えい被害対策弁護団「ベネッセに対する集団訴訟ブログ」(2014年12月27日より開設中)、判決当時の全国紙記事、裁判判決から作成。

7. シンフォームとベネッセの注意義務違反—東京地裁・高裁の判断

本個人情報漏えいに関する損害賠償訴訟の主要な争点は3点であった。すなわち、個人情報管理について、①シンフォームの過失の有無、②委託者たるベネッセの過失の有無、③権利侵害及び損害発生の有無である。これらについて裁判所がどう判断したかを、原告が地裁では敗訴、高裁では勝訴した上記〔6〕東京地裁判決(2018年6月20日)、東京高裁判決(2019年6月27日)を引用しながら振り返ってみる²⁹⁾。

(1) シンフォームの5つの注意義務

本訴訟では、シンフォームはベネッセから委託された業務に関し、個人情報漏えいを防止するため以下の5つの措置を執るべ

き義務があったのに、これを怠った過失があると追及された。

- ア 私物のスマートフォンの持ち込みに係わる注意義務
- イ USB接続に係わる注意義務
- ウ データ書き出し制御に係わる注意義務
- エ 異常通信に係わるアラートシステムに係わる注意義務
- オ 監視カメラに係わる注意義務

判決では、東京地裁、高裁とも、ウの「データ書き出し制御に係わる注意義務」違反のみ認定し、他は本件漏えいを回避できたか疑問として否定した。

アは、Aが業務を行う部屋に私物のスマートフォンを持ち込むことを禁止する措置

を取ってれば、漏えいを阻止できた、そうしなかったのはシンフォームの過失であるというものである。判決では、個人情報以外にも通常の業務を行う部屋に、一切の私物のスマートフォン持ち込みを禁止するというのは、「当該執務環境において従事する者にとって、非常に大きな制約になることは明らか」であり、「同様の効果を上げられる他の代替手段があり得ることに照らすと」私物スマートフォンの持ち込み禁止をすべき注意義務があったとまではいえないとした。

イは、業務用パソコンの USB ポートを塞ぐことで、自由にパソコンに USB 接続できないようにすべきであったという主張であるが、判決では、「パソコンの USB ポートは、外部記録媒体の接続以外にも、マウスを使用する際に用いるなど、業務上必要な装置を接続することが想定されている」から USB ポートを使用できなくするという措置は、「業務に従事する者に対する制約として、過度なものである」として退けた。

ウは、パソコンの USB ポートに MTP 対応スマートフォンを接続しても、データの書き出しができないようにする措置を講じる注意義務があったというものである。判決ではこの措置こそが実効性がありかつ業務従事者に必要以上の制約が生じない方法であったと認定した。

この問題についてベネッセらは、当時 MTP 対応を含むスマートフォンに対する書き出し制御措置をとるべきと明示していたガイドラインはなかった、MTP 制御のソフトが一般的ではなかった等の抗弁を行った。判決では、ベネッセらは「大量の個人情報を扱っていたところ、本件漏えい当時、MTP 対応スマートフォンによる情報漏えい

の危険性を予見でき」、「MTP 制御機能を有する商用デバイスソフトは、本件漏えい当時、日本国内で十分入手可能な状況にあった」から書き出し制御措置をとることができたのであり、「ガイドライン等に記載がなかったことや同様の措置をとっている会社が少なかったとしても前記判断が左右されるものではない」として、シンフォームの注意義務違反を認めた。

エは、データベースと業務用パソコン間に、通常業務以上の通信量が認められた場合、それに対して管理責任者に警告するアラートシステムを設置すべき義務があったとするものである。しかし、判決では、アラートシステムは一定量の情報が一度に移動した際に発動するもので、「当該状況に対してどのような対応をすべきかを判断する機会ができるというものであるから、情報漏えいを未然に防ぐことができるわけではない」、「どの程度の情報が移動した場合にアラートが発せられる設定とするかによって、それ以下の情報量であればアラートが発せられないことになり、必ずしも情報漏えいの全てを防ぐことができる対策ともいえない」として、アラートシステムを設置しなかったことが注意義務違反にはあたらないと判断した。

オは、シンフォームが執務室を含む施設の主要な出入り口には防犯カメラを設置していたものの、執務室内部を監視するカメラを設置していなかったため、これが本件情報漏えいについての過失であるとしたものである。判決は、当該執務室の全体的な状況を確認できる監視カメラに加え、さらに高精度の監視カメラを設置していても、従業員がパソコンに向かって業務をしている

ところが撮影されているとして、「それが通常業務なのか不正行為なのかまで見分けることはできず」、「本件漏えいを回避できたのかそもそも疑問」として原告の主張を退けた。

(2) 委託者ベネッセの責任

個人情報保護法 22 条は、個人情報データの取り扱いを委託する場合、個人データの安全管理が図られるよう委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を求めているが、原告は、ベネッセの委託先選任及び監督に係わる注意義務違反を主張し、ベネッセが行うべき「必要かつ適切な監督」とはどの程度のものであるべきかについて、具体的に前述の 5 つの注意義務違反をもとに問うたのである。

判決では、地裁、高裁とも大量の個人情報の取扱いをシンフォームに委託していたベネッセには、シンフォームに対する監督義務があり、ベネッセが MTP 搭載スマートフォンに対する書き出し制御機能の対応状況についてシンフォームに適切に報告を求めていれば、シンフォームに適切なセキュリティソフトへの変更を指示できたはずであり、これを放置していたことが注意義務違反にあたるとした。

(3) 権利侵害及び損害発生の有無

原告は、住所、電話番号、氏名、性別、子の生年月日、続柄が名簿業者に漏えいしており、このような情報は入手を欲する者にとっては、ターゲットを絞った効率的な営業活動等に利用できるから、原告は好まざる迷惑勧誘を受けることにつながり、さらには IT 技術の進歩に従い、個人情報を突合、特定する可能性もあるとし、個人のプライバシー侵害を主張した。

一審の東京地裁は、「本件個人情報原告らのプライバシーに係る情報として法的保護の対象となるものであり、本件漏えいによって、原告らはそのプライバシーを侵害されたというべきである」との判断を示しながら、原告の懸念は、「他の事業者から何らかの勧誘等があり得るといふ抽象的な不安感にとどまる」、「民法上、慰謝料が発生する程の精神的苦痛があると認めることはできない」として慰謝料の請求を棄却したのである。

これに対して、東京高裁は、慰謝料については、「自己の了知しないところで個人情報が漏えいしたことに対する不安感及び生活の平穩等に対する不安感」は「具体的なものでなく抽象的なものであったとしても何らかの精神的苦痛を生じさせることは避けられない」、また個人情報を提供する者の「自己の欲しない他者にみだりにこれが開示されることはないという期待は保護されるべき」として、一人当たり 2,000 円の慰謝料の支払いを命じた。この東京高裁判決は、

【図表 5】[1] の最高裁判決 (2017 年 10 月 23 日第二小法廷判決) 及び早稲田大学名簿事件³⁰の最高裁判決 (2003 年 9 月 12 日第二小法廷判決) の考え方を踏襲するものであり、この論点は今後の個人情報漏えいに対する補償の基本的な判断基準になるものと思われる。

8. 問題の所在

(1) 個人情報保護対応措置のあるべき水準

個人情報保護法では、個人情報データベース等を事業の用に供している者をすべて個人情報取扱事業者と定義し (2 条 5 号)、

個人情報取扱事業者は、取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止等の安全管理のために「必要かつ適切な措置」を講じることを義務付けている。さらに、従業者と委託先に対しても「必要かつ適切な監督」を行わなければならないとしている（20条～22条）。また、個人情報保護委員会「個人情報保護法ガイドライン（通則編）」では、組織的安全管理措置、人的安全管理措置、物理的安全管理措置、技術的安全管理措置の4つのカテゴリーを設け、合わせて14の講じなければならない措置を示している。

しかしながら、法もガイドラインも講じなければならない措置の具体的な中身までは規定していない。例えばガイドラインの技術的安全管理措置の項目中、「(4) 情報システムの使用に伴う漏えい等の防止」は「情報システムの使用に伴う個人データの漏えい等を防止するための措置を講じ、適切に運用しなければならない」とし、手法の例示として、「情報システムの設計時に安全性を確保し、継続的に見直す(情報システムのぜい弱性を突いた攻撃への対策を講ずることも含む)、個人データを含む通信の経路又は内容を暗号化する、移送する個人データについて、パスワード等による保護を行う」などと抽象的に記載するだけで、何をどこまでやればいいのか、すなわちとるべき対策の幅と深さはガイドラインの対象外である。ここに個人情報保護の取り組みについて、各事業者の主体的な判断と行動が求められる理由がある。

前述の東京地裁、東京高裁でのベネッセの抗弁には必要とされる措置をとらなかったのは、法やガイドラインに規定されていなかった、あるいは一般的ではなかったか

らと主張するものが目立つ。例えば、

- ・ 内部不正防止ガイドラインを定めたIPAは、経済産業省の外郭団体に過ぎず、内部不正防止ガイドラインは……法的義務として位置づけられたものでもない。
- ・ USB接続禁止措置については経済産業分野ガイドラインでは、義務的事項として記載されていなかった。
- ・ (内部不正ガイドラインでは)情報書き出し制御措置については記載されていない。
- ・ いずれのガイドライン等にも、本件漏えい当時、アラートシステムについて記載されていなかった。
- ・ 本件漏えい当時、高度な情報セキュリティ対策をとっていた企業であっても、アラートシステムを採用していたものは少数であって……。
- ・ (個人情報保護法上、安全管理のための組織体制の整備が義務付けられているとしても)顧客情報の利用・管理に責任を持つ部門を設置することまで義務付けられているものではない。

こうした抗弁の内容は原告の主張に対抗する応訴技術としては理解できるものの、本質的な問題は、ベネッセが個人情報保護についてどのような根本理念を持ち、自社の事業内容と規模、扱う個人情報データの性質と量に合わせて必要な措置をとっていたのかということに帰着する。上記のような抗弁は、中小企業や扱う個人情報量が少ない事業者であれば、許されたかもしれない。しかし、億を超える膨大な子供と保護者の情報を収集してデータベース化し、販売の主要なツールとしていたベネッセとして

は、法やガイドラインの規定や他社の整備状況はどうか、自社の業務の実態に即したより慎重で確実な漏えい防止策をとる義務があったはずである。自社の顧客データの性格、質量に照らして最も適切な管理方法を採用することは、リスク管理の基本である。また、法で定められているか否か、他の会社がやっているか否かが判断基準の最初に来るとすれば、ベネッセ自身の経営理念やビジネス倫理概念は危ういものと言わざるを得ない³¹。

(2) 子供の情報の取り扱い

ベネッセは漏えいした個人情報に住所、氏名、電話番号等日常的情報であり、銀行口座や子供の成績等の機微情報が含まれていなかったことから、仮に漏えいした情報をもとに各種勧誘行為があっても、「ごくありふれた行為で、一般に許容されており、それによって不快感、不安が生じ、平穏な生活を送る利益が害されるとは一般に考えられていない」³²と認識し、それが被害者対応の基本的な姿勢につながっていた。

実はこうした問題の捉え方が誤りだった。子供の情報は大人の情報と異なり、最大限の注意をもって接しなければならないのである。子供の情報が開示されることで、子供の誘拐、連れ去り、わいせつ被害等を心配する親は多い。離婚を争う場合、夫のDV等を恐れて、夫の元を離れて妻と子供が別居するケースは珍しくない。そのとき別居先の住所等は秘匿の対象である。離婚をめぐる調停や裁判においても妻が申請すると、別居先住所等は夫にも開示しない厳重な措置が取られる。また、小学校や公民館等では行事に参加している子供の写真を撮ることに慎重になっている³³。現在のSNSでは写

真をもとに位置情報を割り出し、目を付けた子供へアプローチすることが可能になっているからである。

住所、氏名等は何でもない情報のように見えるが、それらが子供に関係した場合、重大な意味を持つことがあり、ベネッセはこれを数千万件の規模で流出させたのであるから、被害を被った親の不快感、不安感は格別のものがあつたであろう。ベネッセは子供の情報の特殊性に気づかないまま、一般的漏えい事案の例にならって問題に対処しようとしたことから事後対応に配慮不足を招き、それが他の個人情報漏えい事件とは異なった困難さをもたらしたのである。

(3) 経営におけるシステムの位置づけ

我が国において、コンピュータを事業に活用するようになったのは、1960年代からとされるが、当時は情報の大量処理や事務の効率化といった事務処理の次元の活用であった。その後、事務分野でOA(オフィス・オートメーション)、製造分野でFA(ファクトリー・オートメーション)などが進行し、MIS(経営情報システム)に拡張されていった。1980年代後半に至って、情報を企業経営に結びつけるSIS(戦略的情報システム)が登場した。SISとは、情報システムを単に既存業務の支援や効率化など補助的・間接的な役割として捉えるのではなく、競争上の優位を築くための経営戦略の中核に位置づける概念である³⁴。SISの導入の成功例としては、アメリカン航空の座席予約システム、花王の受発注システム、セブンイレブンのPOSシステム、ヤマト運輸の荷物追跡システムなどが知られている。

ベネッセのSIS

ベネッセでは、顧客データの収集を従来

は主として住民基本台帳の閲覧によって取得していたが、2005年にこれをやめて、独自に個人情報の直接取得に切り替えるとともに、マーケティング戦略の見直しを行い、従来のダイレクトメールに加えて、TVコマーシャル、インターネット、テレマーケティングの積極活用を打ち出した³⁵。少なくともこの時点でベネッセのコンピュータ活用が企業戦略と緊密に結び付けられ、SISのレベルに達していたと判断されるが、ベネッセの経営陣の情報リテラシー（情報システムの意義を正しく認識する力）が、その域に達していなかった。SISを有効に機能させるためには経営者のSISに関する十分な理解と会社資源配分の判断を必要とする。しかしながら、ベネッセにおいてそれらが確たるものとして存在していたのか疑問なのである。

システムは総務領域という誤った概念

事件発生前のベネッセの経営陣の情報システムに対する認識の程度を示す例がある。事件前の2014年3月期有価証券報告書に記載されている事業系統図では、ベネッセグループの事業を大きく国内教育事業、海外教育事業、生活事業、シニア・介護事業、語学・人材教育事業、その他事業の6つに区分し、システム子会社シンフォームは「その他事業」に位置づけられている。「その他事業」には他に、施設管理、保険代理店、総務業務代行、教具販売の会社があり、いずれもベネッセの中核事業の扱いではない。事業の中核をなす個人情報を収集、蓄積、処理するシンフォームを、おそらくは売上高の多寡かあるいは収益を生まない事業との誤った認識のもと、「その他事業」と位置づけ、事務や総務関係業務のカテゴリーに編入し

最前線の扱いとしていないのである。投資家や利害関係者に経営情報を提供する有価証券報告書において、このような系統図を掲載することは、対外的に経営陣の情報システムに関する問題意識がこの程度であることを表明していることに他ならない。そしてこの掲載は現在に至るまで変わっていない³⁶。

経営者が主体的にシステムに係わらない

ベネッセ、シンフォームでは情報システム管理について一定のレベルにあったことは認められるが、システムに関し経営者が主体的な関わりを持っていなかったことは、調査報告書からもうかがえる。すなわち、①情報システムのセキュリティをグループ全体で統括的に管理する部署がなかった、②情報システムのセキュリティに関するグループ全体の統括責任者が明確に定められていなかった、③個人情報管理の責任部署が不明確、④実効性のあるシステム監査が行われていなかったという³⁷。これらは担当者レベル、部署レベルで解決できる問題ではなく、すべて経営判断と経営資源の投入を必要とする。情報戦略の担当役員であるCIO（Chief Information Officer）を置くことも、間接部門の一部とみなされてきた情報システム部門を経営戦略の中枢に位置づけたことに由来する。

ベネッセらの経営者が情報システム部門の動向を経営マターとして認識できなかったため、情報システム部門において、「頻繁に行われる組織再編の結果、従前行なわれていた業務が再編後の組織に継承されなかったり、各組織間で責任・権限の所在が不明確になる場合」があり、シンフォームでは、その重要な顧客であるベネッセの「事業部

門の意向に従わざるを得ない傾向が認められ」、情報セキュリティの維持・向上のための措置が十分に行われなかった³⁸。系統図にあるようなシステム子会社の位置づけは、無意識のうちに、収益事業優先、システム従属の風土を形成していったのである。

9. まとめ

ベネッセ事件の教訓とは、以下の3点に集約されるであろう。

- 1) 個人情報の活用を戦略的に行う事業体においては、経営者が情報セキュリティの構築運用に関して、経営資源の配分も含めて主体的に関与する。
- 2) 個人情報保護のための安全管理措置（組織的、人的、物理的、技術的）には一律に定型的なものは存在しない。自己の組織力、財務力等も踏まえつつ、事業体の業種、業容、扱う個人情報の種類と量に適合した措置でなければならない。
- 3) 個人情報保護措置に限らず、ある重要な業務プロセスを整備するためには、規定や制度の考案とともに、それが期待通り動いているかどうかを確認するモニタリング（監視）機能が必要である。

とりわけ2) が経営的視点からは重要

である。“身の丈に合った”システムとは、消極的な概念ではない。事業体の規模と実態に適合した柔軟かつ的確な態勢と措置を言うのである。そこには法やガイドラインに記載のないこと、触れていないことは実施しないでよいという観念は存在しない。

情報化社会においては、社会全体のデジタル化が進み、現実世界のあらゆる場所において生成された膨大な個人情報が蓄積されている。そして、この個人情報データを収集活用することで、新サービスの創出、ビジネス競争力の強化等が図られ、経済成長やイノベーションの進展が期待されている。一方、個人情報の自由な利活用の対価として、個々の事業主体が実効性をもって個人情報・プライバシー保護措置を行うことが求められていることを忘れてはならない。

個人情報を利用するすべての企業は、情報セキュリティ対策強化を「コスト」ではなく、健全な事業継続や新たな価値創造のために不可欠な「投資」と理解すべきであり、それは人、もの、金の経営資源を大胆に投入することにつながる経営者本来の役割でもある。ベネッセ個人情報漏えい事件は、個人データを活用するすべての事業者にとって、そのことを気づかせてくれた貴重な事案と評価すべきであろう。

<注>

¹ NPO 法人日本ネットワークセキュリティ協会「情報セキュリティインシデント調査報告書」（2014年～2018年）によれば、2014年に「内部犯罪」と「内部者による不正持ち出し」を原因とする個人情報漏えい事故が計64件発生してい

るが、その後2015年から2018年の4年間に年平均36.7件発生している。

² ベネッセお客様本部「不審な勧誘を抑止するための活動」2020年2月20日時点。毎日新聞2014年7月11日朝刊。

³ ベネッセは学習関係講座のほか、育児用品の通信販売サイト「ベネッセライフス

-
- マイルショップ」と女性向け会員制サイト「ベネッセウィメンズパーク」も開設していた。
- 4 ベネッセの出自は、1955年設立された岡山市に本拠を置く（株）福武書店である1995年にベネッセと社名変更後、2009年に持株会社ベネッセホールディングス（以下「ベネッセHD」）を設立し、ベネッセはその完全子会社となった。
 - 5 読売新聞 2014年7月12日朝刊
 - 6 ベネッセHD「個人情報漏えい事故調査委員会による調査報告について」2014年9月25日 p4～5
 - 7 同上「不審な勧誘を抑止するための活動」2020年6月29日時点
 - 8 日本経済新聞 2014年7月24日朝刊
 - 9 日本経済新聞 2014年7月14日朝刊
 - 10 （株）ジャストシステム「ベネッセコーポレーションの個人情報漏洩の件に対する当社の対応につきまして」2014年7月11日
 - 11 読売新聞 2014年7月19日朝刊
 - 12 （株）ECC「当社の対応につきまして」2014年7月18日
 - 13 ベネッセHD・ベネッセ「お客様情報の漏えいに関するご報告と対応について」2014年9月10日、読売新聞 2014年7月18日朝刊
 - 14 同上「お客様情報の漏えいに関するご報告と対応について」、同上「個人情報漏えい事故調査委員会による調査報告について」
 - 15 経済産業省「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」（平成16年10月）
 - 16 日本経済新聞 2014年7月18日朝刊
 - 17 7月17日の記者会見では原田会長兼社長は、一転して金顧客に補償するとし、「事態の重大さを認識した私の決断」と説明した（読売新聞 2014年7月18日朝刊）。
 - 18 ベネッセHD「特別損失の計上に関するお知らせ」2014年7月31日
 - 19 日本情報経済社会推進協会「株式会社ベネッセコーポレーションのお客様情報の漏えいについて」2014年7月10日、同「株式会社ベネッセコーポレーションへの措置通知について」2014年11月26日
 - 20 なお、ベネッセは1年間の取り消し措置期間の後、審査を受け2016年11月2日にプライバシーマークを再取得した。（ベネッセお客様本部「よくいただくご相談とその回答」2018年05月8日）
 - 21 日本情報経済社会推進協会「プライバシーマーク付与事業者に対する措置について」2014年10月10日
 - 22 ジャストシステム「本日の一部報道につきまして」2014年7月10日
 - 23 同上「お客様情報の漏えいに関するご報告と対応について」。実際に被害者に送付されたベネッセからの「重要なお知らせ」にも、同様の選択文言が記載されている。お詫びの品として、500円分の金券・ギフト券、図書カード、そして「こども基金」への寄付を選択するようになっている。
 - 24 ベネッセHDの2015年3月26日付「ベネッセこども基金への寄附に関するお知らせ」によれば、「お客様よりご選択頂いた寄附金」は、3億1,935万7,500円（63万8,715名分）である。これは、お見舞いの対象となった被害者数の2%弱に相当する。
 - 25 朝日新聞デジタル 2015年12月17日 <https://www.asahi.com/articles/ASHDJ449VHDJUTIL014.html> 2020年7月6日アクセス。日本経済新聞電子版 2018年9月12日 <https://www.nikkei.com/article/DGXMZO35276900S8A910C1AC8Z00/> 2020年7月6日アクセス
 - 26 「ベネッセ個人情報漏洩事件被害者の会」は、専用のブログを立ち上げ、会の活動状況を公開している。
<http://www.benessesaiban.com/pc/index.html> 2020年7月6日アクセス
 - 27 「被害者の会」HPの「参加費用」欄（<http://www.benesse-saiban.com/pc/index.html#5>）では、本訴訟に係わる費用負担を、予想される判決内容を場合分けして明示している。
 - 28 判決額は慰謝料として5,000円、弁護士費用として1,000円を認めた。この5,000円の慰謝料は、ソフトバンクが被

- 害者と考えられる会員全員に 500 円の金券を交付していることを考慮している。
- 29 東京地裁判決（ベネッセ個人情報漏えい事件損害賠償請求事件）平成 26 年（ワ）第 31476 号、平成 30 年 6 月 20 日、LLI/DB 判例秘書搭載、東京高等裁判所判決（平成 30 年（ネ）第 3597 号/令和元年 6 月 27 日）LLI/DB 判例秘書搭載
- 30 1998 年 11 月に来日した中国の江沢民国家主席が早稲田大学で講演を行った際、早稲田大学が警視庁からの要請に応じて、講演会に参加する学生の学籍番号、氏名、住所、電話番号を記入した名簿を事前に警視庁に提出したことが、プライバシーの侵害とされた。
- 31 ベネッセの直近の「個人情報保護方針」（2020 年 4 月 1 日改定）では、「私たちは、個人情報取扱事業者が守るべき義務や社会倫理に基づき、個人情報を守るために社内の組織体制を整え、規程を整備していきます」とあり、法を超えて社会倫理に言及している。事件の反省を踏まえた記述と思われる。
- 32 東京地方裁判所判決（平成 26 年（ワ）第 31467 号/平成 30 年 6 月 20 日）におけるベネッセらの主張。
- 33 私自身が所属している NPO 法人では、児童に対してコミュニケーション能力を向上させる取り組みを行っているが、その活動状況を写真撮影することは、ほとんどの学校、施設で拒否されている。
- 34 SIS については、チャールズ・ワイズマン「戦略的情報システム—競争戦略の武器としての情報技術」ダイヤモンド社 1989 年が詳しい。
- 35 ベネッセコーポレーション「有価証券報告書」2006 年 3 月期 p20
- 36 有価証券報告書の系統図等は、「企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式」で記載内容が例示されており、ベネッセに限らずどの会社も似たような系統図になっている。しかし、関係会社の主な事業へのかかわり方をどう表現するかは、当該企業が主体的に判断し、戦略観を反映させるべき問題である。
- 37 同上「調査報告」p6
- 38 同上「調査報告」p6～7。調査報告書では

控え目に記載しているが、企業の現場では、業部門等のユーザー部門からの現実を無視した仕様や期日の要求により、システム部門の安全性や正確性に関する手当てが疎かになるケースはしばしば起こる。これを適切に処理し全体の調整を図る機能が CIO のはずである。

<参考文献・資料>

- 影島広泰（2020）『個人情報・ビッグデータの利活用で留意すべき法規制と実務』みずほ総合研究所
- 加登豊（1990）「企業戦略と SIS」『オペレーションズ・リサーチ』日本オペレーションズ・リサーチ学会、1990 年 6 月号
- 金田万作（2018）「個人情報漏えい事件最高裁判決」東京第二弁護士会『NIBEN Frontier』2018 年 4 月号
- 経済産業省・独立行政法人 情報処理推進機構（2017）『サイバーセキュリティ経営ガイドライン Ver 2.0』
- 独立行政法人情報処理推進機構（2019）「情報セキュリティ白書 2019」
- 高野一彦（2014）「ビッグデータ問題とプライバシー保護」日本経営倫理学会 2014 年 10 月度研究交流例会資料
- NPO 日本ネットワークセキュリティ協会/情報セキュリティ大学院大学原田研究室・廣松研究室（2012）『2011 年情報セキュリティインシデントに関する調査報告書～個人情報漏えい編』
- NPO 日本ネットワークセキュリティ協会（2014～2018）『情報セキュリティインシデントに関する調査報告書』
- 樋口晴彦（2015）「ベネッセ顧客情報漏えい事件の事例研究」『千葉商大論叢』第 53 卷

第1号

廣松毅(2011)「情報システム部門の役割の変遷に関する一考察」『情報セキュリティ総合科学』第3号

チャールズ・ワイズマン(1989)『戦略的情報システムー競争戦略の武器としての情報技術』ダイヤモンド社

〔ベネッセ発行物〕

個人情報漏えい事故調査委員会「調査報告書」2014年9月12日

株式会社ベネッセホールディングス有価証券報告書(2011年3月期～2020年3月期)

〔裁判判決関係〕

東京地裁判決(ベネッセ個人情報漏えい事

件損害賠償請求事件)平成26年(ワ)第31476号、平成30年6月20日、LLI/DB判例秘書搭載

東京高裁判決(ベネッセ個人情報漏えい事件損害賠償請求事件控訴審)平成30年(ネ)第3597号、令和元年6月27日、LLI/DB判例秘書搭載

商事法務「ベネッセ個人情報漏えい損害賠償請求事件控訴審判決」資料版商事法務2020年2月号

最高裁判所第二小法廷判決(早稲田大学名簿提供事件)平成15年9月12日

(2020年9月16日受付、2020年11月14日掲載決定)